

渋谷区の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)申込みにあたって

申込み

◎対象者

- 要介護認定「3～5」の方 及び 要介護認定「1・2」の方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由(①～④)がある方
- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確認が困難である
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

優先度評価

◎申込方法

特別養護老人ホーム入所希望調査書(申込書)に必要事項を記入の上、下記の申込先にご提出ください。(介護保険被保険者証 及び 印鑑をお持ちください。)
※要介護度1・2の方は、申込書の入所希望理由欄に上記①～④の事由等を必ず記入してください。

入所を希望する施設	申込先
区内施設のみ	希望する区内の特別養護老人ホーム ※区内施設を2か所希望の場合は、各施設へそれぞれ直接お申込みください。
区内・区外施設の両方	
区外施設のみ	地域包括支援センター 又は 高齢者サービス課

結果通知

◎申込期間

毎年7月31日までにお申込みが必要です。※追加申込み(後期)については、下段参照。

◎優先度評価(基準日=9月1日)

区は、申込書を基に判定基準点数表による集計をして優先度評価を行い、入所希望者名簿(高点数順)を作成します。(介護の状態を把握するため地域包括支援センター職員がご連絡、あるいはご自宅を訪問することがあります。)

◎結果通知(送付日=10月1日)

区から入所希望者へ、点数を記載した「入所優先度判定結果」を送ります。
 ※有効期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間です。

入所者の選定・決定

◎入所者の選定・決定

施設は、入所希望者名簿を基に施設の空き状況(男女別構成、医療状況等)も考慮の上、入所候補者を選定し、候補者へ入所意思確認の連絡をします。その後、施設職員による面接等を行い、入所判定会議を経て入所者を決定します。
 ※要介護1・2の方については、上記①～④の事由等を各施設が調査し、区に報告した上で、入所の対象となるか判断します。

◆追加申込み(後期)…8月1日から翌年1月31日まで、新たに申込みをされる方や、すでに結果通知を受けている方で要介護度や介護者の状況等が変わった方は、追加申込みが可能です。

※原則、希望施設の変更はできません。

○優先度評価(基準日=3月1日)、結果通知(送付日=4月1日)、有効期間(4月1日～9月30日)

